

Mac24 電子カルテご利用のお客様へ

オンライン資格確認関係補助金申請について

■2023年2月20日現在 補助金全額交付には下記の3点が必須です。

- ① 顔認証付きカードリーダーを令和4年6月7日から令和4年12月31日までに申請し、令和5年2月28日までにシステム事業者と契約すること
- ② 令和5年3月31日までに補助対象事業を完了させ、令和5年6月30日までに**完了報告**を申請すること
- ③ 「オンライン資格確認の運用開始日」を**3月31日までに登録**すること

■導入作業の日程調整を致します。2月27日午前10時までに、弊社あて、お早めにご連絡下さい。

【注意】※3月31日迄の設置ができない場合、猶予届出を提出しても、補助金交付率が未公開のため全額補助されない可能性があります。

オンライン資格確認の運用について

各医療機関様で受付業務の運用が異なり、総合受付画面で「オン資格」確認操作では対応できない事例があります。

- ① 今まで自費のみの患者様が、マイナンバーカードで保険医療を受診される場合。
- ② 今まで保険証で受診されていたが、保険証が変更されてマイナンバーカードで受診される場合。
現在、Mac24 電子カルテでのオン資格対応を見直しております。暫くお待ちください。
上記の事例が発生した場合、オン資格端末で患者様の保険データを確認してお伝えします。
マクロスジャパンサポートセンターにご連絡ください。

Mac24 電子処方箋対応進捗

「電子処方箋管理サービス」は厚生労働省の主導のもと、クラウド上に構築され、ネットワークを介して全国の医療機関や薬局からアクセスして利用するサービスです。

- ① 医師・歯科医師が処方箋を「電子処方箋管理サービス」に送信
- ② その電子処方箋に紐付けられた6桁の引換番号が発行される。
- ③ 患者から伝えられた引換番号を薬剤師が「電子処方箋管理サービス」に照会、情報を取得、薬局のシステムに取り込み調剤を行う
- ④ 薬局は調剤結果を「電子処方箋管理サービス」に送信
- ⑤ 調剤結果は重複投薬や併用禁忌がないかのチェックなどに活用される

上記①②が医療機関様での行為になります。患者様が「紙の処方箋」又は「電子処方箋」を選択します。

「電子処方箋」を選択された場合は、患者様に引換番号が印字された「処方内容控え」をお渡しします。

●主なメリット：

全国の医療機関・薬局における過去3年間の薬剤情報と、直近での処方・調剤結果を参照できるようになります。さらに重複投薬や併用禁忌の確認機能も提供されます。患者にとっての利便性も大きく向上します。

●電子処方箋の注意点：

処方箋の電子化には、セキュリティ対策とバックアップが必須です。具体的には、
・電子処方箋管理サービスのシステムとデータを守るため、ガイドラインに沿って暗号化等のセキュリティ対策を講じ、データのバックアップを行う
➡マクロスジャパンが対応いたします。(別途保守費用がかかります)
・電子処方箋管理サービスが停止した場合に備え、紙の処方箋を発行できるようにする。また、事前に運用マニュアルを確認しておく
➡マクロスジャパンがサポートいたします。(別途保守費用がかかります)

●導入の補助金：令和5年度導入完了した医療機関も今年度同様の補助率になる予定です。

| | 大規模病院 (病床数200床以上) | 病院 (大規模病院以外) | 診療所 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 令和5年度 導入完了した 施設 | 162.2万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円を 上限にその 1/3 を補助 (見直し前:1/4) | 108.6万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円を 上限にその 1/3 を補助 (見直し前:1/4) | 19.4万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を 上限にその 1/2 を補助 (見直し前:1/3) |

導入時期に関しましては、Mac24 電子カルテシステムの改修が整い次第ご報告いたします。